

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370862

研究課題名(和文) 近世イングランドにおける帰化制度の近世的特徴と他者差異化の論理

研究課題名(英文) Naturalization and logic for discrimination between the English and the others in early modern England

研究代表者

中川 順子 (NAKAGAWA, JUNKO)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部(文)・准教授

研究者番号：00324731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：第1に、外国人の法的地位とそれに対する地域社会の対応について、近世におけるロンドン市民権やデニズンを手がかりに分析を行った。ロンドン市民権は移民にとって取得困難な特権的地位であること、その既得権を守るために、ロンドンでは「血統主義」による自己と他者の差異化の論理を適応したことが明らかになった。第2に、18世紀前半には法的地位取得者(帰化、デニズンともに)の減少傾向と、取得者が主としてドイツ系商人であり、法的地位が社会に裨益する外国人のための経済的利益追求の手段として認識されていたことが明らかになった。近世イングランド社会の外国人や彼らの法的地位に対する認識は画一的ではなく多層的であった。

研究成果の概要(英文)：The two significant findings are drawn from of this research. Firstly, it maintains that only a small percentage of aliens enjoyed privileged legal the status of immigrants. The introduction of such a policy, however, garnered fierce opposition from Londoners, as the citizenship of London was the core value of local identity and Englishness as well as political and economic rights. The logic for discrimination between the English and the others based on their lineage. Secondly, it suggests that the number of naturalizations decreased, and the instances of denization considerably lessened in Britain in the first half of the eighteenth century. The most immigrants who became naturalized subjects were involved in overseas trade and were primarily from Germany. As a consequence, this investigation demonstrates that the attitudes of English towards the legal status of aliens might have multilayered facets.

研究分野：イギリス近世近代史

キーワード：移民受容 帰化制度 イギリス近世史 デニズン

## 1. 研究開始当初の背景

「他者に寛容な多元的共生型社会」という従来のイギリス社会像は修正を迫られて久しい。イギリス社会に流入・定住した移民と彼らの共同体に関する問題は、比較的新しい研究テーマではあるが、過去 30 年間に一定の研究蓄積がある。しかしながら、移民研究の第一人者である Panikos Panayi は、移民研究の問題点を 2 点挙げている。第一に移民共同体への関心の偏重、第二に長期的な視点の欠如である。Panayi は、ホスト社会と移民(他者)との相互作用、その結果としてのホスト社会の社会的・文化的変容を検証する重要性和、移民研究を歴史研究のメインストリームに接合する必要性を主張している。そのためには、長期的(歴史的)な観点からの移民研究が不可欠である。それにもかかわらず、移民研究の中心が政治学や社会学にあることから、研究が近代とりわけ 20 世紀後半以降に集中し、歴史的観点の欠如の事実は否めない。

研究代表者は、一貫して近世イギリス(イングランド)における他者(移民・外国人)受容にかかる問題、とくに移民とホスト社会の国民意識形成との関係を研究の中心課題とし、その歴史的展開の解明に取り組んできた。その過程において、他者の法的地位と彼らに対する帰化制度に着目し、それらが国民や国家の枠組みを可視化し、ホスト社会の特質や他者の流入に伴う文化的・社会的変容を明らかにする重要な観点となることを提示してきた。帰化の授与対象者や授与資格・条件は、ホスト社会の成員に自己と他者の境界を自覚させ、他者を排除・差異化する論理を構築しながら、その成員として認可・受容する存在とその範囲を明示する。それらは社会や国家の枠組みを顕在化させることにもなる。したがって、帰化制度の変遷、それと社会との相互作用の有り様は、近世イングランド社会の特徴を照射する極めて有効な装置となりうる。

それにもかかわらず、帰化研究についてもその中心は現代にある。近世については、柳井健一による研究があるが、近代的な国籍概念を適応した制度史にとどまり、帰化の実態やその近世的特徴は扱われていない。移民の法的地位を歴史的・社会的背景を踏まえて考察した研究も過少である。16 世紀後半については L.Luu の、18 世紀初頭の一般帰化法に関しては D.Statt のモノグラフがあるが、帰化制度の転機であり実験期とも言える 17 世紀は看過され、研究の空白域となっている。しかも、従来の研究は、いわゆるプロテスタント難民(ユグノー)とりわけ第一世代にその関心が集中している。帰化制度の変遷とそのインパクトについて、ユダヤ人の一般法による帰化が問題化する 18 世紀半ばまでを射程に入れた、長期間を扱った実証的歴史研究はない。

そのような研究動向を踏まえ、研究代表者はこれまでに 16 世紀後半から 17 世紀中葉までの帰化制度の変遷とその特徴、法的地位取得者の実態に関する研究を行ってきた。カルヴァン訴訟による出生地主義の再確認と信仰が、帰化制度における近世的特徴の重要な要素であることを指摘した。さらに、ブリテン内の他者と帰化制度変遷の相互作用、複合国家体制下の帰化制度についても明らかにした。その過程で、法的にはイングランド人であるにもかかわらず、その地位が問題視された移民第二・三代と非キリスト教徒であるユダヤ人の帰化が、ホスト社会において重要な問題であることが明らかになった。彼らの受容と排除・差異化には信仰や法的解釈だけでは解決されない、当該社会のナショナリティと権利をめぐる論理が見え隠れするのである。しかし、17 世紀後半以降イングランド社会にとって無視できない存在であった移民第二世代以降の移民系の人々とユダヤ人に関する研究は皆無に等しい。両者をとともに扱ったものとしては、J.Selwood の研究が

あるが、17世紀前半を中心した概論に留まっている。ユダヤ人については、D.S.Katz や佐藤唯行をはじめとする総論的研究、19世紀後半以降のユダヤ人移民に焦点を当てた研究や文学研究は枚挙にいとまがない。その一方で、近世における彼らの「実態」や彼らの「現実」の受容とホスト社会との関係を歴史学的見地から明らかにした研究は未だ乏しい。18世紀前半におけるユダヤ人に対する一般帰化法をめぐる問題については、T.W.Perry の簡単な研究があるのみである。当時の帰化や社会の他者と自己についての意識を明らかにするためには、受容・認可されなかった者たちの法的地位や彼らの差異化をめぐる問題は研究されるべきである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、上記の学術的背景、問題設定、研究動向をふまえ、近世イングランドにおける帰化制度の歴史的・長期的変遷と取得者の実態を明らかにすることである。とくに、17世紀後半と18世紀前半のロンドンを中心に、ユダヤ人移民や移民の第二・第三世代に焦点を当てながら、移民の法的地位とそれをめぐるホスト社会の態度、双方の相互作用を明らかにする。本研究を通じて、帰化制度の近世的特徴とホスト社会の他者差異化のプロセスの解明を目指す。

## 3. 研究の方法

本研究期間内に取り組む予定であった課題（方法）は以下の4点である。

(1) 17世紀後半から18世紀前半の帰化制度の変遷とその運用実態を調査する。帰化取得者と外国人の中間的存在(地位)の denizen も調査対象とする。

(2) ユダヤ人を分析対象とし、彼らの再入

国の背景と受容、ユダヤ人共同体の実態について、歴史的史料を用いて明らかにする。

(3) 18世紀前半におけるユダヤ人に対する一般帰化法成立の是非をめぐる議論を分析し、そこにみられるホスト社会と他者受容と差異化の論理を明らかにする。パラタイン移民、プロテスタント移民やその第二・三世代への対応との比較も試みる。

## (4) 研究の総括

(1)～(3)の成果とこれまでの研究成果から、近世帰化制度の長期的変遷と運用実態、それらとホスト社会の他者差異化との相互作用を究明する。

## 4. 研究成果

(1)については、18世紀前半における法的地位取得者について、史料分析を行った。1710年代は、イギリス社会に裨益するユグノーを誘致するために一般法による帰化法の制定によって、安価で簡便な帰化が可能になったことで、ユグノーを中心に法的地位を取得する者が増加した。しかし、プフォルツからの難民が到着したことを一つの要因として帰化法が撤廃されたため、帰化取得者は減少した。18世紀前半に帰化を取得した者は、当時数を増やしつつあった、ユダヤ人、アイルランド人ではなく、ドイツや東欧出身の商人たちであった。17世紀までは到来する移民集団と法的地位取得者には相関関係があったが、18世紀になり帰化は極めて限られた集団のための経済的利益追求のための手段となった。史料分析からデニズンの人数も減少傾向にあることが明らかになった。イギリス移民史ではあまり重視されない、18世紀のドイツ移民の重要性と研究の深化の必要性を指摘した。また帰化制度変遷史において看過されてきた18世紀前半の制度的・実態的变化が明らかになった。この研究成果の一部を

論文として刊行した。

(2)については、イギリスにおいて史料・文献収集を行い、それらの一部を精読し始めたものの、成果をまとめるには至らなかった。18世紀のユダヤ人移民については、これまで看過されてきたが、帰化法やナショナルリティをめぐる問題において重要な存在であることが再確認された。

(3)については、移民法的地位とそれに対する地域社会の対応について、16世紀後半と17世紀前半のロンドンを事例に検証した。ロンドン市民権を取得した外国人の個別事例を示しながら、外国人の市民権取得の実態を明らかにした。ついで、外国人の市民権取得(付与)に対するロンドン社会の対応を市政に関する記録などから明らかにした。ロンドンにおいてとくに問題となったのは、移民の第2世代、なかでもイングランドで出生した子どもたちの市民権取得やその特権の行使であった。17世紀前半において、彼らの存在は、地域社会に既存のメンバーに既得特権の重要性の再認を促し、自らのアイデンティティ構築を促したことが示唆された。帰化やデニズンがナショナルなレベルの法的地位であり、地域レベルの法的地位に優先され上位にくるはずであるが、ロンドンでは必ずしもそうではなかった。ロンドンで正規の経済活動を行い、社会的地位上昇の機会をつかむためには、市民権の取得が外国にとっても必要であった。帰化やデニズンの地位を取得する外国人はもとより少数であるが、ロンドン市民権はそれ以上に外国人には開かれていない法的地位であった。ロンドンにおいて最も重要な地位と特権とは市民であり、それにかかる権利である市民権であったため、それを移民とその系譜の者たちに開くことは、特権の価値を下げたためである。

一連の研究により、地域社会レベルでは、ナショナルなレベルで適応されたナショナル

リティの「出生地主義」とは異なるルール、すなわち「血統主義」に基づく自己と他者の区分論理が存在することを明らかにした。この研究成果の一部を論文として刊行した。この問題については、17世紀後半以降、またユダヤ人についての分析が課題として残った。結果として研究の総括は継続的課題となった。

本研究課題研究期間中、イギリスではEU加盟存続の可否を問う国民投票とその結果としてのBrexitが生じたため、研究代表者は、この結果にいたる歴史的過程としての移民問題を課題関連問題と位置づけ、研究を行い、研究成果の一部を講演、講演録としてまとめた。この観点については、日本社会における移民問題を考えるうえで重要であるとの認識から引き続き研究課題として扱うことにした。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

1. 中川 順子、18世紀前半イギリスにおける帰化取得者とデニズン、『文学部論叢』、108号、2017年、pp.25-39、査読あり、
2. 中川 順子、近世ロンドン社会における外国人受容と外国人の法的地位、『文学部論叢』、107号、2016年、pp.11-22、査読あり、
3. 中川 順子、イギリス社会が抱える古くて新しい課題 Brexitの歴史的背景としての移民問題をどのように考えるのか一、『鹿児島史学』、第63号、2018年、pp.63-88頁、査読なし

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
講演（計1件）  
中川順子「イギリス社会が抱える古くて新しい課題 Brexit の歴史的背景としての移民問題をどのように考えるのかー」鹿児島県歴史部会研究大会講演（2017年10月19日 於 志布志高校 講演90分質疑応答60分）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中川順子 (NAKAGAWA, Junko)  
熊本大学・大学院人文社会科学研究部・准教授  
研究者番号：00324731

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )